

令和2年・3年度  
公益社団法人岐阜県都市整備協会入札参加資格審査申請書  
提出要領(測量・建設コンサルタント等業務)

## 1. 入札参加資格審査

公益社団法人岐阜県都市整備協会が発注する測量業務や建設コンサルタント業務等の委託契約の入札に参加しようとするものは入札参加資格申請書を公益社団法人岐阜県都市整備協会に申請する必要がありません。

ただし、岐阜県（岐阜県入札参加資格審査システム）へ令和2年・3年度の入札参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）を申請されている場合は、公益社団法人岐阜県都市整備協会にも同様の申請が行われたものとして扱います。（ただし、平成30年・31年度の入札参加資格申請書を公益社団法人岐阜県都市整備協会に申請された者に限る。）

なお、岐阜県に申請されたものについて変更・取下げがある場合は公益社団法人岐阜県都市整備協会へ申し出てください。

前回までは、公益社団法人岐阜県都市整備協会が発注する測量業務や建設コンサルタント業務等の委託契約の入札に参加しようとする全てのものは入札参加資格申請書を公益社団法人岐阜県都市整備協会に申請する必要がありました。

## 2. 入札参加資格申請の要件

入札参加資格審査申請をするには、以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 未納の徴収金がないこと。
  - ア 県税の全税目〔個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。〕については未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
  - イ 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の徴収金（徴収猶予に係る者を除く。）がないこと。
- (2) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による再生手続開始の申立をした者にあつては、同法174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 測量の請負にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- (6) 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示718号)第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (7) 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (8) 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規定(昭和59年建設省告示第1341号)第2条第1項の規程による登録を受けていること。
- (9) 入札(見積)、規約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な許可・登録を受けていること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる物が、経営に関与していないこと。

## 3. 申請様式及び申請区分

- (1) 申請様式
  - ・ 別記様式1～5に必要事項を記入し、申請してください。
  - ・ 申請は法人又は事業者単位となります。(受任者単位での申請は、受付け出来ません。)
  - ・ 申請書の様式1「本店情報」には、「主たる営業所」の住所等を記載してください。様式2「申請窓口情報」には、本店で入札・契約等を行う場合は、様式1と同じ本店の情報を、支店若しくは営業所等に入札・契約等に関する権限を委任する場合は委任先の情報を記載してください。

## (2) 申請区分

- ① 新規・更新申請：新規及び更新で入札参加資格の認定を申請するもの。
- ② 再申請：名簿登載期限切れ等により、再度認定を申請するもの。
- ③ 業種追加：現に名簿に登録されている業務（部門）以外について、認定を申請するもの。

## 4. 受付時期

### (1) 定期受付

- ① 受付期間  
令和2年2月28日（金）～令和2年3月19日（木） まで  
郵送の場合は消印 令和2年3月19日まで
- ② 定期受付期間に受付を行う申請区分  
定期受付期間中は、新規・更新・再申請の申請を受付します。  
なお、業種追加については、定期受付期間中は受付を行いません。
- ③ 申請に係る基準日  
令和2・3年度の入札参加資格審査申請における基準日は「平成30年10月1日」とします。  
申請にあたっては、基準日以降の決算内容に基づき申請してください。
- ④ 名簿登載期間  
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

## 5. 申請方法

別紙様式（様式1～5）を記入のうえ、「添付書類送付票」及びその他必要な添付書類と共に提出してください。（郵送可）

## 6. 変更申請及び取下申請

### (1) 変更申請

申請した事項（様式1～2の記載事項）に変更があった場合は、申請書類（様式1～2）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出してください。（郵送可）

### (2) 取下申請

業種単位（測量・建設以外の等業務33区分）の資格取り下げを行う場合には、取下申請の様式6に必要事項を記入し、提出してください。（郵送可）

## 7. 申請書提出先及び問い合わせ先

申請書の提出先及び入札参加資格申請に関するお問い合わせ先

〒 500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎5階 公益社団法人岐阜県都市整備協会 総務課 TEL: 058-274-0080 FAX: 058-274-2772 E-mail: gifutoshi@gifutoshi.or.jp
--

(1) 新規・更新申請、再申請、業種追加時における添付書類

書 類 名		摘 要
①入札参加資格審査申請書		申請書（様式1～様式5）  ※申請書には印（法人：代表者印、個人：事業主印）を押印してください。 ※代理人（行政書士）が代理申請を行う場合は、代理申請者の欄に記載し委任状を添付してください。なお、申請事務担当者の欄は申請者における事務担当者を記載してください。
② 現在事項全部証明書 又は身分証明書等		（法人） 現在事項全部証明書（履歴事項全部証明書）（写し可） （個人） 市町村長が発行する身分証明書（写し可）
③登録証明書及び 現況報告書	測量業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証明書（写し可）</li> <li>・測量法第55条の8に基づき提出した書類の決算書を含む全部の写し（2年度分）</li> </ul> ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録通知書及び登録申請書の控えの全部の写しを添付してください。
	地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査業者登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の確認印がある現況報告書の控えで決算書を含む全部の写し（2年度分）</li> </ul> なお「業種追加申請」の場合は、「直近決算日」の現況報告書を追加してください。 ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
	建設〆カ外業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設〆カ外登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の確認印がある現況報告書の控えで決算書を含む全部の写し(2年度分)</li> </ul> なお「業種追加申請」の場合は、「直近決算日」の現況報告書を追加してください。 ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
	補償〆カ外業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償〆カ外登録規程第7条の規定に基づき提出した国土交通省の確認印がある現況報告書の控えで決算書を含む全部の写し（2年度分）</li> </ul> なお「業種追加申請」の場合は、「直近決算日」の現況報告書を追加してください。 ※登録後、決算期を迎えていない場合は、登録通知書及び登録申請書の控えの写しを添付してください。
	不動産鑑定業者 土地家屋調査士 司法書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各証明書・登録証（写し可）</li> </ul>

<p>④ 納税証明書（コピー可） ※国税電子申告・納税システム（e-Tax）による電子納税証明書による場合は、電子申請のファイルアップロード画面に添付して提出してください。</p>	<p>①国税（消費税及び地方消費税）の納税証明書 （法人） その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） （個人） その3の2（「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用） ※その3でも可 ②岐阜県税の完納証明書（税目は、「全ての県税（全科目）」とします。） ※①については、岐阜県内に主たる事務所がある方のみ添付してください。 ※②については、岐阜県内に事務所等があり、岐阜県税の納税義務がある方のみ添付してください。</p>
<p>⑤使用印鑑届</p>	<p>入札及び契約等に使用する、会社印及び代表者印を押印してください。</p>
<p>⑥受任者への委任状</p>	<p>入札及び契約等の権限を委任する場合のみ、添付してください。</p>
<p>⑦受任者の身分証明書</p>	<p>入札及び契約等の権限を委任する場合は、受任者の身分証明書を添付してください。（写し可） ※受任者が現在事項証明書に記載されている場合は不要です。</p>
<p>⑧申請代理人への委任状</p>	<p>代理人による申請の場合は、委任状を添付してください。</p>

（注1） ②③④⑦の各種証明書は、申請日3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

（注2） 業種追加申請する場合

【様式4】

申請書に記載する実績高が、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時の決算期と異なる場合、既に名簿に登載済みの業種（部門）、新たに追加する業種（部門）とも、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時と同じ決算期の実績のままで申請し、上記③（登録証明書及び現況報告書等）をそれぞれ添付します。なお、技術者数については、申請日時点における技術者数とします。

【様式5】

申請書に記載する決算内容が、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時の決算期と異なる場合、直前に申請した新規申請・更新申請・再申請時と同じ決算期の決算内容のままで申請してください。

(2) 変更申請提出時における送付書類

- 申請書には印（法人：代表者印、個人：事業主印）を押印
- 受任者への委任状（委任状を提出しているもので下表「委任状」欄に○がある場合のみ必要）
- 添付書類（下表のとおり）

変更事項	添付書類	委任状
1 企業情報（本店情報）の変更		
①商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）</li> <li>• 使用印鑑届</li> </ul>	○
②主たる営業所の所在地 ③法人の代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）</li> </ul>	
④その他 • 郵便番号・代表者役職 • 電話・FAX番号	添付書類不要 （代表者の役職名が変更となった場合のみ委任状及び使用印鑑届を添付）	○
2 申請窓口（受任者）情報の変更		
①窓口営業所の名称 ②窓口営業所の所在地	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可） 又は、各法律又は登録規程に基づき提出した変更届（写し）又は 「法人設立（変更）届」等の通知文書等変更がわかる書類 ＊補償コンサルタントは、確認印のある変更届。	○
③受任者	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可） 身分証明書（写し可）	○
④その他 • 郵便番号・受任者役職名 • 電話・FAX番号	添付書類は不要 （受任者の役職名が変更となった場合のみ委任状を添付）	○
3 使用印鑑	使用印鑑届	

（注1）窓口営業所自体を変更する場合（例：本店から支店に申請窓口を変更する場合等）は、「(1)新規申請・更新申請・再申請・業種追加時における送付書類」に準じて、添付書類（①申請書、②現在事項全部証明書等、③登録証明（測量）及び現況報告書（建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質）の直近1年分、④納税証明書（写し可）、⑤使用印鑑届、⑥受任者への委任状、⑦受任者の身分証明書及び⑧申請代理人への委任状）を送付願います。

また、事務所を新規登録する場合は、「各登録変更届＋登録通知文書」も併せて提出してください。

（注2）登録業種の変更や窓口営業所自体の変更に伴い、名簿に登載されている業種（部門）の登録を有しなくなった場合は、別途「入札参加資格取下申請」を提出してください。

（注3）使用印鑑の変更のみの場合には、使用印鑑届のみ提出してください。